

# 民法 第5編 相続

2018年7月6日改正法成立，7月13日公布

## 第1章 総則

### 第882条（相続開始の原因）

相続は，死亡によって開始する。

### 第883条（相続開始の場所）

相続は，被相続人の住所において開始する。

### 第884条（相続回復請求権）

相続回復の請求権は，相続人又はその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から5年間行使しないときは，時効によって消滅する。相続開始の時から20年を経過したときも，同様とする。

### 第885条（相続財産に関する費用）

①相続財産に関する費用は，その財産の中から支弁する。ただし，相続人の過失によるものは，この限りでない。

~~②前項の費用は，遺留分権利者が贈与の滅殺によって得た財産をもって支弁することを要しない。~~ 削除

## 第2章 相続人

### 第886条（相続に関する胎児の権利能力）

①胎児は，相続については，既に生まれたものとみなす。

②前項の規定は，胎児が死体で生まれたときは，適用しない。

### 第887条（子及びその代襲者等の相続権）

①被相続人の子は，相続人となる。

②被相続人の子が，相続の開始以前に死亡したとき，又は第891条〔相続人の欠格事由〕の規定に該当し，若しくは廃除によって，その相続権を失ったときは，その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし，被相続人の直系卑属でない者は，この限りでない。

③前項の規定は，代襲者が，相続の開始以前に死亡し，又は第891条〔相続人の欠格事由〕の規定に該当し，若しくは廃除によって，その代襲相続権を失った場合について準用する。

### 第888条【代襲相続】 削除（昭和37年法40）

### 第889条（直系尊属及び兄弟姉妹の相続権）

①次に掲げる者は，第887条〔子及びその代襲者等の相続権〕の規定により相続人となるべき者がいない場合には，次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし，親等の異なる者の間では，その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

②第 887 条第 2 項〔子の代襲者〕の規定は、前項第 2 号の場合について準用する。

#### **第 890 条**（配偶者の相続権）

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第 887 条〔子及びその代襲者等の相続権〕又は前条〔直系尊属及び兄弟姉妹の相続権〕の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

#### **第 891 条**（相続人の欠格事由）

次に掲げる者は、相続人となることができない。

一 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとしたために、刑に処せられた者

二 被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族であったときは、この限りでない。

三 詐欺又は強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者

四 詐欺又は強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

#### **第 892 条**（推定相続人の廃除）

遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、被相続人に対して虐待をし、若しくはこれに重大な侮辱を加えたとき、又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは、被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる。

#### **第 893 条**（遺言による推定相続人の廃除）

被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示をしたときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

#### **第 894 条**（推定相続人の廃除の取消し）

①被相続人は、いつでも、推定相続人の廃除の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

②前条の規定は、推定相続人の廃除の取消しについて準用する。

#### **第 895 条**（推定相続人の廃除に関する審判確定前の遺産の管理）

①推定相続人の廃除又はその取消しの請求があった後その審判が確定する前に相続が開始したときは、家庭裁判所は、親族、利害関係人又は検察官の請求によって、遺産の管理について必要な処分を命ずることができる。推定相続人の廃除の遺言があったときも、同様とする。

②第 27 条から第 29 条まで〔不在者の財産管理人の権利義務〕の規定は、前項の規定により

家庭裁判所が遺産の管理人を選任した場合について準用する。

## 第3章 相続の効力

### 第1節 総則

#### 第896条（相続の一般的効力）

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

#### 第897条（祭祀に関する権利の承継）

①系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

②前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

#### 第898条（共同相続の効力1）

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

#### 第899条（共同相続の効力2）

各共同相続人は、その相続分に応じて被相続人の権利義務を承継する。

#### 第899条の2（共同相続における権利の承継の対抗要件）

①相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。

②前項の権利が債権である場合において、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

### 第2節 相続分

#### 第900条（法定相続分）

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。

二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系

尊属の相続分は、3分の1とする。

三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相続分は、4分の1とする。

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

#### 第901条（代襲相続人の相続分）

①第887条第2項又は第3項の規定により相続人となる直系卑属の相続分は、その直系尊属が受けるべきであったものと同じとする。ただし、直系卑属が数人あるときは、その各自の直系尊属が受けるべきであった部分について、前条の規定に従ってその相続分を定める。

②前項の規定は、第889条第2項の規定により兄弟姉妹の子が相続人となる場合について準用する。

#### 第902条（遺言による相続分の指定）

①被相続人は、前二条の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。~~ただし、被相続人又は第三者は、遺留分に関する規定に違反することができない。~~

②被相続人が、共同相続人中の一人若しくは数人の相続分のみを定め、又はこれを第三者に定めさせたときは、他の共同相続人の相続分は、前二条の規定により定める。

#### 第902条の2（相続分の指定がある場合の債権者の権利の行使）

被相続人が相続開始の時ににおいて有した債務の債権者は、前条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その債権者が共同相続人の一人に対してその指定された相続分に応じた債務の承継を承認したときは、この限りでない。

#### 第903条（特別受益者の相続分1）

①共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

②遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

③被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、~~その意思表示は、遺留分に関する規定に違反しない範囲内で、その効力を有する~~その意思に従う。

④婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又

は贈与について第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

#### **第904条**（特別受益者の相続分2）

前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があったときであっても、相続開始の時にいおいてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

#### **第904条の2**（寄与分）

①共同相続人中に、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始の時にいおいて有した財産の価額から共同相続人の協議で定めたその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなし、第900条から第902条までの規定により算定した相続分に寄与分を加えた額をもってその者の相続分とする。

②前項の協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、同項に規定する寄与をした者の請求により、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、寄与分を定める。

③寄与分は、被相続人が相続開始の時にいおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

④第二項の請求は、第907条第2項の規定による請求があつた場合又は第910条に規定する場合にすることができる。

#### **第905条**（相続分の取戻権）

①共同相続人の一人が遺産の分割前にその相続分を第三者に譲り渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができる。

②前項の権利は、1箇月以内に行使しなければならない。

### **第3節 遺産の分割**

#### **第906条**（遺産の分割の基準）

①遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

#### **第906条の2**（遺産の分割前に遺産に関する財産が処分された場合の遺産の範囲）

①遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。

②前項の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により同項の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、同項の同意を得ることを要しない。

#### **第907条**（遺産の分割の協議又は審判等）

①共同相続人は、次条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協

議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。

②遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

③前項本文の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。

#### **第 908 条**（遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止）

被相続人は、遺言で、遺産の分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託し、又は相続開始の時から 5 年を超えない期間を定めて、遺産の分割を禁ずることができる。

#### **第 909 条**（遺産の分割の効力）

遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

#### **第 909 条の 2**（遺産の分割前における預貯金債権の行使）

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の 3 分の 1 に第 900 条〔法定相続分〕及び第 901 条〔代襲相続人の相続分〕の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

#### **第 910 条**（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）

相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

#### **第 911 条**（共同相続人間の担保責任）

各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う。

#### **第 912 条**（遺産の分割によって受けた債権についての担保責任）

①各共同相続人は、その相続分に応じ、他の共同相続人が遺産の分割によって受けた債権について、その分割の時ににおける債務者の資力を担保する。

②弁済期に至らない債権及び停止条件付きの債権については、各共同相続人は、弁済をすべき時における債務者の資力を担保する。

#### **第 913 条**（資力のない共同相続人がある場合の担保責任の分担）

担保の責任を負う共同相続人中に償還をする資力のない者がいるときは、その償還することができない部分は、求償者及び他の資力のある者が、それぞれその相続分に応じて分担す

る。ただし、求償者に過失があるときは、他の共同相続人に対して分担を請求することができない。

#### **第 914 条**（遺言による担保責任の定め）

前三条の規定は、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、適用しない。

## **第 4 章 相続の承認及び放棄**

### **第 1 節 総則**

#### **第 915 条**（相続の承認又は放棄をすべき期間 1）

①相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から 3 箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

②相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

#### **第 916 条**（相続の承認又は放棄をすべき期間 2）

相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条第 1 項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

#### **第 917 条**（相続の承認又は放棄をすべき期間 3）

相続人が未成年者又は成年被後見人であるときは、第 915 条第 1 項の期間は、その法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知った時から起算する。

#### **第 918 条**（相続財産の管理）

①相続人は、その固有財産におけるのと同様の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。ただし、相続の承認又は放棄をしたときは、この限りでない。

②家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。

③第 27 条から第 29 条まで〔不在者の財産管理人の権利義務〕の規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

#### **第 919 条**（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）

①相続の承認及び放棄は、第 915 条第 1 項の期間内でも、撤回することができない。

②前項の規定は、第 1 編（総則）及び前編（親族）の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。

③前項の取消権は、追認をすることができる時から 6 箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。相続の承認又は放棄の時から 10 年を経過したときも、同様とする。

④第 2 項の規定により限定承認又は相続の放棄の取消しをしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

## 第2節 相続の承認

### 第1款 単純承認

#### 第920条（単純承認の効力）

相続人は、単純承認をしたときは、無限に被相続人の権利義務を承継する。

#### 第921条（法定単純承認）

次に掲げる場合には、相続人は、単純承認をしたものとみなす。

- 一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき。ただし、保存行為及び第602条〔短期賃貸借〕に定める期間を超えない賃貸をすることは、この限りでない。
- 二 相続人が第915条第1項の期間内に限定承認又は相続の放棄をしなかったとき。
- 三 相続人が、限定承認又は相続の放棄をした後であっても、相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私にこれを消費し、又は悪意でこれを相続財産の目録中に記載しなかったとき。ただし、その相続人が相続の放棄をしたことによって相続人となった者が相続の承認をした後は、この限りでない。

### 第2款 限定承認

#### 第922条（限定承認）

相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることができる。

#### 第923条（共同相続人の限定承認）

相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみこれを行うことができる。

#### 第924条（限定承認の方式）

相続人は、限定承認をしようとするときは、第915条第1項の期間内に、相続財産の目録を作成して家庭裁判所に提出し、限定承認をする旨を申述しなければならない。

#### 第925条（限定承認をしたときの権利義務）

相続人が限定承認をしたときは、その被相続人に対して有した権利義務は、消滅しなかったものとみなす。

#### 第926条（限定承認者による管理）

- ① 限定承認者は、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産の管理を継続しなければならない。
- ② 第645条〔受任者による報告〕、第646条〔受任者による受取物の引渡し等〕、第650条第1項及び第2項〔受任者による費用等の償還請求等〕並びに第918条第2項及び第3項〔相続財産の管理〕の規定は、前項の場合について準用する。

#### 第927条（相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告）

- ① 限定承認者は、限定承認をした後5日以内に、すべての相続債権者（相続財産に属する債



務の債権者をいう。以下同じ。)及び受遺者に対し、限定承認をしたこと及び一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

②前項の規定による公告には、相続債権者及び受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、限定承認者は、知っている相続債権者及び受遺者を除斥することができない。

③限定承認者は、知っている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

#### **第928条** (公告期間満了前の弁済の拒絶)

限定承認者は、前条第1項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

#### **第929条** (公告期間満了後の弁済)

第927条第1項の期間が満了した後は、限定承認者は、相続財産をもって、その期間内に同項の申出をした相続債権者その他知っている相続債権者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。

#### **第930条** (期限前の債務等の弁済)

①限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

②条件付きの債権又は存続期間の不確定な債権は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って弁済をしなければならない。

#### **第931条** (受遺者に対する弁済)

限定承認者は、前二条の規定に従って各相続債権者に弁済をした後でなければ、受遺者に弁済をすることができない。

#### **第932条** (弁済のための相続財産の換価)

前三条の規定に従って弁済をするにつき相続財産を売却する必要があるときは、限定承認者は、これを競売に付さなければならない。ただし、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い相続財産の全部又は一部の価額を弁済して、その競売を止めることができる。

#### **第933条** (相続債権者及び受遺者の換価手続への参加)

相続債権者及び受遺者は、自己の費用で、相続財産の競売又は鑑定に参加することができる。この場合においては、第260条第2項〔共有物の分割への参加〕の規定を準用する。

#### **第934条** (不当な弁済をした限定承認者の責任等)

①限定承認者は、第927条の公告若しくは催告をすることを怠り、又は同条第1項の期間内に相続債権者若しくは受遺者に弁済をしたことによって他の相続債権者若しくは受遺者に弁済をすることができなくなったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負

う。第 929 条から第 931 条までの規定に違反して弁済をしたときも、同様とする。

②前項の規定は、情を知って不当に弁済を受けた相続債権者又は受遺者に対する他の相続債権者又は受遺者の求償を妨げない。

③第 724 条〔不法行為による損害賠償請求権の消滅時効〕の規定は、前二項の場合について準用する。

#### **第 935 条**（公告期間内に申出をしなかった相続債権者及び受遺者）

第 927 条第 1 項の期間内に同項の申出をしなかった相続債権者及び受遺者で限定承認者に知れなかったものは、残余財産についてのみその権利を行使することができる。ただし、相続財産について特別担保を有する者は、この限りでない。

#### **第 936 条**（相続人が数人ある場合の相続財産の管理人）

①相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人を選任しなければならない。

②前項の相続財産の管理人は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

③第 926 条から前条までの規定は、第 1 項の相続財産の管理人について準用する。この場合において、第 927 条第 1 項中「限定承認をした後 5 日以内」とあるのは、「その相続財産の管理人の選任があった後 10 日以内」と読み替えるものとする。

#### **第 937 条**（法定単純承認の事由がある場合の相続債権者）

限定承認をした共同相続人の一人又は数人について第 921 条第一号又は第三号に掲げる事由があるときは、相続債権者は、相続財産をもって弁済を受けることができなかつた債権額について、当該共同相続人に対し、その相続分に応じて権利を行使することができる。

### **第 3 節 相続の放棄**

#### **第 938 条**（相続の放棄の方式）

相続の放棄をしようとする者は、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない。

#### **第 939 条**（相続の放棄の効力）

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなす。

#### **第 940 条**（相続の放棄をした者による管理）

①相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。

②第 645 条〔受任者による報告〕、第 646 条〔受任者による受取物の引渡し等〕、第 650 条第 1 項及び第 2 項〔受任者による費用等の償還請求等〕並びに第 918 条第 2 項及び第 3 項〔相続財産の管理〕の規定は、前項の場合について準用する。

## 第5章 財産分離

### 第941条（相続債権者又は受遺者の請求による財産分離）

①相続債権者又は受遺者は、相続開始の時から3箇月以内に、相続人の財産の中から相続財産を分離することを家庭裁判所に請求することができる。相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、その期間の満了後も、同様とする。

②家庭裁判所が前項の請求によって財産分離を命じたときは、その請求をした者は、5日以内に、他の相続債権者及び受遺者に対し、財産分離の命令があったこと及び一定の期間内に配当加入の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

③前項の規定による公告は、官報に掲載してする。

### 第942条（財産分離の効力）

財産分離の請求をした者及び前条第2項の規定により配当加入の申出をした者は、相続財産について、相続人の債権者に先立って弁済を受ける。

### 第943条（財産分離の請求後の相続財産の管理）

①財産分離の請求があったときは、家庭裁判所は、相続財産の管理について必要な処分を命ずることができる。

②第27条から第29条まで〔不在者の財産管理人の権利義務〕の規定は、前項の規定により家庭裁判所が相続財産の管理人を選任した場合について準用する。

### 第944条（財産分離の請求後の相続人による管理）

①相続人は、単純承認をした後でも、財産分離の請求があったときは、以後、その固有財産におけるのと同じの注意をもって、相続財産の管理をしなければならない。ただし、家庭裁判所が相続財産の管理人を選任したときは、この限りでない。

②第645条から第647条まで〔受任者の義務と責任〕並びに第650条第1項及び第2項〔受任者による費用等の償還請求権等〕の規定は、前項の場合について準用する。

### 第945条（不動産についての財産分離の対抗要件）

財産分離は、不動産については、その登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

### 第946条（物上代位の規定の準用）

第304条〔先取特権の物上代位〕の規定は、財産分離の場合について準用する。

### 第947条（相続債権者及び受遺者に対する弁済）

①相続人は、第941条第1項及び第2項の期間の満了前には、相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことができる。

②財産分離の請求があったときは、相続人は、第941条第2項の期間の満了後に、相続財産をもって、財産分離の請求又は配当加入の申出をした相続債権者及び受遺者に、それぞれその債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。ただし、優先権を有する債権者の権利を害することはできない。

③第 930 条から第 934 条まで〔限定承認者の便代〕の規定は、前項の場合について準用する。

#### **第 948 条**（相続人の固有財産からの弁済）

財産分離の請求をした者及び配当加入の申出をした者は、相続財産をもって全部の弁済を受けることができなかつた場合に限り、相続人の固有財産についてその権利を行使することができる。この場合においては、相続人の債権者は、その者に先立って弁済を受けることができる。

#### **第 949 条**（財産分離の請求の防止等）

相続人は、その固有財産をもって相続債権者若しくは受遺者に弁済をし、又はこれに相当の担保を供して、財産分離の請求を防止し、又はその効力を消滅させることができる。ただし、相続人の債権者が、これによって損害を受けるべきことを証明して、異議を述べたときは、この限りでない。

#### **第 950 条**（相続人の債権者の請求による財産分離）

①相続人が限定承認をすることができる間又は相続財産が相続人の固有財産と混合しない間は、相続人の債権者は、家庭裁判所に対して財産分離の請求をすることができる。

②第 304 条〔先取特権の物上代位〕、第 925 条〔限定承認をしたときの権利義務〕、第 927 条から第 934 条まで〔限定承認における相続財産の清算〕、第 943 条から第 945 条まで〔第一種財産分離における相続財産の管理・対抗要件〕及び第 948 条〔相続人の固有財産からの弁済〕の規定は、前項の場合について準用する。ただし、第 927 条の公告及び催告は、財産分離の請求をした債権者がしなければならない。

## **第 6 章 相続人の不存在**

#### **第 951 条**（相続財産法人の成立）

相続人のあることが明らかでないときは、相続財産は、法人とする。

#### **第 952 条**（相続財産の管理人の選任）

①前条の場合には、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産の管理人を選任しなければならない。

②前項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なくこれを公告しなければならない。

#### **第 953 条**（不在者の財産の管理人に関する規定の準用）

第 27 条から第 29 条まで〔不在者の財産管理人の権利義務〕の規定は、前条第 1 項の相続財産の管理人（以下この章において単に「相続財産の管理人」という。）について準用する。

#### **第 954 条**（相続財産の管理人の報告）

相続財産の管理人は、相続債権者又は受遺者の請求があるときは、その請求をした者に相続財産の状況を報告しなければならない。

#### **第 955 条**（相続財産法人の不成立）

相続人のあることが明らかになったときは、第 951 条の法人は、成立しなかったものとみなす。ただし、相続財産の管理人がその権限内でした行為の効力を妨げない。

#### **第 956 条**（相続財産の管理人の代理権の消滅）

- ①相続財産の管理人の代理権は、相続人が相続の承認をした時に消滅する。
- ②前項の場合には、相続財産の管理人は、遅滞なく相続人に対して管理の計算をしなければならない。

#### **第 957 条**（相続債権者及び受遺者に対する弁済）

- ①第 952 条第 2 項の公告があった後 2 箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、2 箇月を下ることができない。
- ②第 957 条第 2 項から第 4 項まで〔相続債権者及び受遺者に対する抗告及び催告〕及び第 928 条から第 935 条まで（第 932 条ただし書を除く。）〔限定承認における象族財産の精算〕の規定は、前項の場合について準用する。

#### **第 958 条**（相続人の搜索の公告）

前条第 1 項の期間の満了後、なお相続人のあることが明らかでないときは、家庭裁判所は、相続財産の管理人又は検察官の請求によって、相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、6 箇月を下ることができない。

#### **第 958 条の 2**（権利を主張する者がいない場合）

前条の期間内に相続人としての権利を主張する者がいないときは、相続人並びに相続財産の管理人に知らなかった相続債権者及び受遺者は、その権利を行使することができない。（昭和 37 年法 40 本条追加）

#### **第 958 条の 3**（特別縁故者に対する相続財産の分与）

- ①前条の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者の請求によって、これらの者に、清算後残存すべき相続財産の全部又は一部を与えることができる。
- ②前項の請求は、第 958 条の期間の満了後 3 箇月以内にしなければならない。（昭和 37 年法 40 本条追加）

#### **第 959 条**（残余財産の国庫への帰属）

前条の規定により処分されなかった相続財産は、国庫に帰属する。この場合においては、第 956 条第 2 項〔管理人の計算義務〕の規定を準用する。（昭和 37 年法 40 本条全部改正）

## 第7章 遺言

### 第1節 総則

#### 第960条（遺言の方式）

遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、することができない。

#### 第961条（遺言能力1）

15歳に達した者は、遺言をすることができる。

#### 第962条（遺言能力2）

第5条〔未成年者の法律行為〕、第9条〔成年被後見人の法律行為〕、第13条〔保佐人の同意を要する行為等〕及び第17条〔補助人の同意を要する旨の審判等〕の規定は、遺言については、適用しない。

#### 第963条（遺言能力3）

遺言者は、遺言をする時においてその能力を有しなければならない。

#### 第964条（包括遺贈及び特定遺贈）

遺言者は、包括又は特定の名義で、その財産の全部又は一部を処分することができる。~~ただし、遺留分に関する規定に違反することができない。~~

#### 第965条（相続人に関する規定の準用）

第886条〔相続に関する胎児の権利能力〕及び第891条〔相続人の欠格事由〕の規定は、受遺者について準用する。

#### 第966条（被後見人の遺言の制限）

- ①被後見人が、後見の計算の終了前に、後見人又はその配偶者若しくは直系卑属の利益となるべき遺言をしたときは、その遺言は、無効とする。
- ②前項の規定は、直系血族、配偶者又は兄弟姉妹が後見人である場合には、適用しない。

### 第2節 遺言の方式

#### 第1款 普通的方式

#### 第967条（普通的方式による遺言の種類）

遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

#### 第968条（自筆証書遺言）

- ①自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- ②前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第997条第1項

に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

③自筆証書（前項の目録を含む。）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

#### **第 969 条（公正証書遺言）**

公正証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。

- 一 証人二人以上の立会いがあること。
- 二 遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授すること。
- 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること。
- 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。
- 五 公証人が、その証書は前各号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

#### **第 969 条の 2（公正証書遺言の方式の特則）**

- ①口がきけない者が公正証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。
- ②前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。
- ③公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

（平成 11 法 149 本条追加）

#### **第 970 条（秘密証書遺言）**

- ①秘密証書によって遺言をするには、次に掲げる方式に従わなければならない。
  - 一 遺言者が、その証書に署名し、印を押すこと。
  - 二 遺言者が、その証書を封じ、証書に用いた印章をもってこれに封印すること。
  - 三 遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述すること。
  - 四 公証人が、その証書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及

び証人とともにこれに署名し、印を押すこと。

②第 968 条第 3 項〔自筆証書遺言の変更〕の規定は、秘密証書による遺言について準用する。

#### 第 971 条（方式に欠ける秘密証書遺言の効力）

秘密証書による遺言は、前条に定める方式に欠けるものがあったとしても、第 968〔自筆証書遺言〕に定める方式を具備しているときは、自筆証書による遺言としてその効力を有する。

#### 第 972 条（秘密証書遺言の方式の特則）

①口がきけない者が秘密証書によって遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述し、又は封紙に自書して、第 970 条第 1 項第三号の申述に代えなければならない。

②前項の場合において、遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、公証人は、その旨を封紙に記載しなければならない。

③第 1 項の場合において、遺言者が封紙に自書したときは、公証人は、その旨を封紙に記載して、第 970 条第 1 項第四号に規定する申述の記載に代えなければならない。

#### 第 973 条（成年被後見人の遺言）

①成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復した時において遺言をするには、医師二人以上の立会いがなければならない。

②遺言に立ち会った医師は、遺言者が遺言をする時において精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状態になかった旨を遺言書に付記して、これに署名し、印を押さなければならない。ただし、秘密証書による遺言にあっては、その封紙にその旨の記載をし、署名し、印を押さなければならない。

（平成 11 年法 149 本条改正）

#### 第 974 条（証人及び立会人の欠格事由）

次に掲げる者は、遺言の証人又は立会人となることができない。

- 一 未成年者
- 二 推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族
- 三 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人

#### 第 975 条（共同遺言の禁止）

遺言は、二人以上の者が同一の証書ですることができない。

### 第 2 款 特別の方式

#### 第 976 条（死亡の危急に迫った者の遺言）

①疾病その他の事由によって死亡の危急に迫った者が遺言をしようとするときは、証人三人以上の立会いをもって、その一人に遺言の趣旨を口授して、これをすることができる。この場合においては、その口授を受けた者が、これを筆記して、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、各証人がその筆記の正確なことを承認した後、これに署名し、印を押



さなければならぬ。

②口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述して、同項の口授に代えなければならない。

③第1項後段の遺言者又は他の証人が耳が聞こえない者である場合には、遺言の趣旨の口授又は申述を受けた者は、同項後段に規定する筆記した内容を通訳人の通訳によりその遺言者又は他の証人に伝えて、同項後段の読み聞かせに代えることができる。

④前三項の規定によりした遺言は、遺言の日から20日以内に、証人の一人又は利害関係人から家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

⑤家庭裁判所は、前項の遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

#### **第977条**（伝染病隔離者の遺言）

伝染病のため行政処分によって交通を断たれた場所に在る者は、警察官一人及び証人一人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。

#### **第978条**（在船者の遺言）

船舶中に在る者は、船長又は事務員一人及び証人二人以上の立会いをもって遺言書を作ることができる。

#### **第979条**（船舶遭難者の遺言）

①船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。

②口がきけない者が前項の規定により遺言をする場合には、遺言者は、通訳人の通訳によりこれをしなければならない。

③前二項の規定に従ってした遺言は、証人が、その趣旨を筆記して、これに署名し、印を押し、かつ、証人の一人又は利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求してその確認を得なければ、その効力を生じない。

④第976条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

#### **第980条**（遺言関係者の署名及び押印）

第977条及び第978条の場合には、遺言者、筆者、立会人及び証人は、各自遺言書に署名し、印を押さなければならない。

#### **第981条**（署名又は押印が不能の場合）

第977条から第979条までの場合において、署名又は印を押すことのできない者があるときは、立会人又は証人は、その事由を付記しなければならない。

#### **第982条**（普通の方式による遺言の規定の準用）

第968条第3項及び第973条から第975条までの規定は、第976条から前条までの規定による遺言について準用する。

#### **第983条**（特別の方式による遺言の効力）

第976条から前条までの規定によりした遺言は、遺言者が普通の方式によって遺言をする

ことができるようになった時から6箇月間生存するときは、その効力を生じない。

#### **第984条**（外国に在る日本人の遺言の方式）

日本の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によって遺言をしようとするときは、公証人の職務は、領事が行う。

### **第3節 遺言の効力**

#### **第985条**（遺言の効力の発生時期）

- ①遺言は、遺言者の死亡の時からその効力を生ずる。
- ②遺言に停止条件を付した場合において、その条件が遺言者の死亡後に成就したときは、遺言は、条件が成就した時からその効力を生ずる。

#### **第986条**（遺贈の放棄）

- ①受遺者は、遺言者の死亡後、いつでも、遺贈の放棄をすることができる。
- ②遺贈の放棄は、遺言者の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

#### **第987条**（受遺者に対する遺贈の承認又は放棄の催告）

遺贈義務者（遺贈の履行をする義務を負う者をいう。以下この節において同じ。）その他の利害関係人は、受遺者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨の催告をすることができる。この場合において、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなす。

#### **第988条**（受遺者の相続人による遺贈の承認又は放棄）

受遺者が遺贈の承認又は放棄をしないで死亡したときは、その相続人は、自己の相続権の範囲内で、遺贈の承認又は放棄をすることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### **第989条**（遺贈の承認及び放棄の撤回及び取消し）

- ①遺贈の承認及び放棄は、撤回することができない。
- ②第919条第2項及び第3項〔相続の承認及び放棄の撤回及び取消し〕の規定は、遺贈の承認及び放棄について準用する。

#### **第990条**（包括受遺者の権利義務）

包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する。

#### **第991条**（受遺者による担保の請求）

受遺者は、遺贈が弁済期に至らない間は、遺贈義務者に対して相当の担保を請求することができる。停止条件付きの遺贈についてその条件の成否が未定である間も、同様とする。

#### **第992条**（受遺者による果実の取得）

受遺者は、遺贈の履行を請求することができる時から果実を取得する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### **第993条**（遺贈義務者による費用の償還請求）

- ①第299条〔留置権者による費用の償還請求〕の規定は、遺贈義務者が遺言者の死亡後に遺

贈の目的物について費用を支出した場合について準用する。

②果実を収取するために支出した通常の必要費は、果実の価格を超えない限度で、その償還を請求することができる。

#### 第 994 条（受遺者の死亡による遺贈の失効）

①遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

②停止条件付きの遺贈については、受遺者がその条件の成就前に死亡したときも、前項と同様とする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### 第 995 条（遺贈の無効又は失効の場合の財産の帰属）

遺贈が、その効力を生じないとき、又は放棄によってその効力を失ったときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### 第 996 条（相続財産に属しない権利の遺贈 1）

遺贈は、その目的である権利が遺言者の死亡の時に於いて相続財産に属しなかったときは、その効力を生じない。ただし、その権利が相続財産に属するかどうかにかかわらず、これを遺贈の目的としたものと認められるときは、この限りでない。

#### 第 997 条（相続財産に属しない権利の遺贈 2）

①相続財産に属しない権利を目的とする遺贈が前条ただし書の規定により有効であるときは、遺贈義務者は、その権利を取得して受遺者に移転する義務を負う。

②前項の場合において、同項に規定する権利を取得することができないとき、又はこれを取得するについて過分の費用を要するときは、遺贈義務者は、その価額を弁償しなければならない。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### 第 998 条（遺贈義務者の引渡義務） ←（不特定物の遺贈義務者の担保責任）を全面改正

遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時（その後に当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合に於ては、その特定した時）の状態を引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### 第 999 条（遺贈の物上代位）

①遺言者が、遺贈の目的物の滅失若しくは変造又はその占有の喪失によって第三者に対して償金を請求する権利を有するときは、その権利を遺贈の目的としたものと推定する。

②遺贈の目的物が、他の物と付合し、又は混和した場合において、遺言者が第 243 条から第 245 条まで〔動産の付合及び混和〕の規定により合成物又は混和物の単独所有者又は共有者となったときは、その全部の所有権又は持分を遺贈の目的としたものと推定する。

#### 第 1000 条〔第三者の権利の目的である財産の遺贈〕 削除

#### 第 1001 条（債権の遺贈の物上代位）

①債権を遺贈の目的とした場合において、遺言者が弁済を受け、かつ、その受け取った物がなお相続財産中に在るときは、その物を遺贈の目的としたものと推定する。

②金銭を目的とする債権を遺贈の目的とした場合においては、相続財産中にその債権額に相当する金銭がないときであっても、その金額を遺贈の目的としたものと推定する。

#### **第 1002 条**（負担付遺贈）

①負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を履行する責任を負う。

②受遺者が遺贈の放棄をしたときは、負担の利益を受けるべき者は、自ら受遺者となることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### **第 1003 条**（負担付遺贈の受遺者の免責）

負担付遺贈の目的の価額が相続の限定承認又は遺留分回復の訴えによって減少したときは、受遺者は、その減少の割合に応じて、その負担した義務を免れる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

### **第 4 節 遺言の執行**

#### **第 1004 条**（遺言書の検認）

①遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

②前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。

③封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人又はその代理人の立会いがなければ、開封することができない。

#### **第 1005 条**（過料）

前条の規定により遺言書を提出することを怠り、その検認を経ないで遺言を執行し、又は家庭裁判所外においてその開封をした者は、5万円以下の過料に処する。

#### **第 1006 条**（遺言執行者の指定）

①遺言者は、遺言で、一人又は数人の遺言執行者を指定し、又はその指定を第三者に委託することができる。

②遺言執行者の指定の委託を受けた者は、遅滞なく、その指定をして、これを相続人に通知しなければならない。

③遺言執行者の指定の委託を受けた者がその委託を辞そうとするときは、遅滞なくその旨を相続人に通知しなければならない。

#### **第 1007 条**（遺言執行者の任務の開始）

①遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。

②遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

#### **第 1008 条**（遺言執行者に対する就職の催告）

相続人その他の利害関係人は、遺言執行者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に就職を承諾するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、遺言執行者が、その期間内に相続人に対して確答をしないときは、就職を承諾したものとみなす。

#### **第 1009 条**（遺言執行者の欠格事由）

未成年者及び破産者は、遺言執行者となることができない。

#### **第 1010 条**（遺言執行者の選任）

遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

#### **第 1011 条**（相続財産の目録の作成）

- ①遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。
- ②遺言執行者は、相続人の請求があるときは、その立会いをもって相続財産の目録を作成し、又は公証人にこれを作成させなければならない。

#### **第 1012 条**（遺言執行者の権利義務）

- ①遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。
- ②遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。
- ③第 644 条から第 647 条まで〔受任者の義務と責任〕及び第 650 条〔受任者による費用等の償還請求権等〕の規定は、遺言執行者について準用する。

#### **第 1013 条**（遺言の執行の妨害行為の禁止）

- ①遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。
- ②前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- ③前二項の規定は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

#### **第 1014 条**（特定財産に関する遺言の執行）

- ①前三条の規定は、遺言が相続財産のうち特定の財産に関する場合には、その財産についてのみ適用する。
- ②遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言（以下「特定財産承継遺言」という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第 899 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。
- ③前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをすることができる。ただし、解約の申入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。

④前二項の規定にかかわらず、被相続人が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

#### **第 1015 条** (遺言執行者の行為の効果)

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

#### **第 1016 条** (遺言執行者の復任権)

①遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

②前項本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

#### **第 1017 条** (遺言執行者が数人ある場合の任務の執行)

①遺言執行者が数人ある場合には、その任務の執行は、過半数で決する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

②各遺言執行者は、前項の規定にかかわらず、保存行為をすることができる。

#### **第 1018 条** (遺言執行者の報酬)

①家庭裁判所は、相続財産の状況その他の事情によって遺言執行者の報酬を定めることができる。ただし、遺言者がその遺言に報酬を定めたときは、この限りでない。

②第 648 条第 2 項及び第 3 項〔受任者の報酬〕並びに第 648 条の 2〔成果等に関する報酬〕の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。

#### **第 1019 条** (遺言執行者の解任及び辞任)

①遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、利害関係人は、その解任を家庭裁判所に請求することができる。

②遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる。

#### **第 1020 条** (委任の規定の準用)

第 654 条〔委任の終了後の処分〕及び第 655 条〔委任の終了の対抗要件〕の規定は、遺言執行者の任務が終了した場合について準用する。

#### **第 1021 条** (遺言の執行に関する費用の負担)

遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担とする。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。

### 第 5 節 遺言の撤回及び取消し

#### **第 1022 条** (遺言の撤回)

遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる。

### 第 1023 条 (前の遺言と後の遺言との抵触等)

①前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなす。

②前項の規定は、遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触する場合について準用する。

### 第 1024 条 (遺言書又は遺贈の目的物の破棄)

遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分については、遺言を撤回したものとみなす。遺言者が故意に遺贈の目的物を破棄したときも、同様とする。

### 第 1025 条 (撤回された遺言の効力)

前三条の規定により撤回された遺言は、その撤回の行為が、撤回され、取り消され、又は効力を生じなくなるに至ったときであっても、その効力を回復しない。ただし、その行為が錯誤、詐欺又は強迫による場合は、この限りでない。

### 第 1026 条 (遺言の撤回権の放棄の禁止)

遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。

### 第 1027 条 (負担付遺贈に係る遺言の取消し)

負担付遺贈を受けた者がその負担した義務を履行しないときは、相続人は、相当の期間を定めてその履行の催告をすることができる。この場合において、その期間内に履行がないときは、その負担付遺贈に係る遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

## 第 8 章 配偶者の居住の権利

### 第 1 節 配偶者居住権

#### 第 1028 条 (配偶者居住権)

①被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあっては、この限りでない。

一 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。

二 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

②居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。

③第 903 条第 4 項〔婚姻期間が 20 年以上の夫婦の一方の特別受益者の相続分〕の規定は、配偶者居住権の遺贈について準用する。

### 第 1029 条 (審判による配偶者居住権の取得)

遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、配偶者が配偶者居住権を取得する旨を定めることができる。

一 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。

二 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき (前号に掲げる場合を除く。)

### 第 1030 条 (配偶者居住権の存続期間)

配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

### 第 1031 条 (配偶者居住権の登記等)

①居住建物の所有者は、配偶者 (配偶者居住権を取得した配偶者に限る。以下この節において同じ。) に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

②第 605 [不動産賃貸借の対抗力] 条の規定は配偶者居住権について、第 605 条の 4 [不動産の賃借人による妨害の停止の請求等] の規定は配偶者居住権の設定の登記を備えた場合について準用する。

### 第 1032 条 (配偶者による使用及び収益)

①配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することを妨げない。

②配偶者居住権は、譲渡することができない。

③配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。

④配偶者が第 1 項又は前項の規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

### 第 1033 条 (居住建物の修繕等)

①配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

②居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

③居住建物が修繕を要するとき (第 1 項の規定により配偶者が自らその修繕をするときを除く。)、又は居住建物について権利を主張する者がいるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。



### 第 1034 条 (居住建物の費用の負担)

①配偶者は、居住建物の通常の必要費を負担する。

②第 583 条第 2 項〔買戻しの実行の際の売主の費用償還義務〕の規定は、前項の通常の必要費以外の費用について準用する。

### 第 1035 条 (居住建物の返還等)

①配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求めることができない。

②第 599 条第 1 項及び第 2 項〔借主による収去権〕並びに第 621 条〔賃借人の原状回復義務〕の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

### 第 1036 条 (使用貸借及び賃貸借の規定の準用)

第 597 条第 1 項及び第 3 項〔期間満了等による使用貸借の終了〕、第 600 条〔損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限〕、第 613 条〔天体の効果〕並びに第 616 条の 2〔賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了〕の規定は、配偶者居住権について準用する。

## 第 2 節 配偶者短期居住権

### 第 1037 条 (配偶者短期居住権)

①配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める日までの間、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の所有権を相続又は遺贈により取得した者（以下この節において

「居住建物取得者」という。）に対し、居住建物について無償で使用する権利（居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあつては、その部分について無償で使用する権利。以下この節において「配偶者短期居住権」という。）を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時に居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は第 891 条〔相続人の欠格事由〕の規定に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。

一 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から 6 箇月を経過する日のいずれか遅い日

二 前号に掲げる場合以外の場合第 3 項の申入れの日から 6 箇月を経過する日

②前項本文の場合においては、居住建物取得者は、第三者に対する居住建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の使用を妨げてはならない。

③居住建物取得者は、第 1 項第一号に掲げる場合を除くほか、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

### 第 1038 条 (配偶者による使用)

①配偶者（配偶者短期居住権を有する配偶者に限る。以下この節において同じ。）は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。

②配偶者は、居住建物取得者の承諾を得なければ、第三者に居住建物の使用をさせることができない。

③配偶者が前二項の規定に違反したときは、居住建物取得者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。

### 第 1039 条 (配偶者居住権の取得による配偶者短期居住権の消滅)

配偶者が居住建物に係る配偶者居住権を取得したときは、配偶者短期居住権は、消滅する。

### 第 1040 条 (居住建物の返還等)

①配偶者は、前条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物取得者は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由としては、居住建物の返還を求められない。

②第 599 条第 1 項及び第 2 項〔借主による収去権〕並びに第 621 条〔賃借人の原状回復義務〕の規定は、前項本文の規定により配偶者が相続の開始後に附属させた物がある居住建物又は相続の開始後に生じた損傷がある居住建物の返還をする場合について準用する。

### 第 1041 条 (使用貸借等の規定の準用)

第 597 条第 3 項〔借主の死亡による使用貸借の終了〕、第 600 条〔損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限〕、第 616 条の 2〔賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了〕、第 1032 条第 2 項〔配偶者居住権の譲渡禁止〕、第 1033 条〔居住建物の修繕等〕及び第 1034 条〔居住建物の費用の負担〕の規定は、配偶者短期居住権について準用する。

## 第 9 章 遺留分

### 第 1042 条 (遺留分の帰属及びその割合)

①兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第 1 項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 3分の1
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 2分の1

②相続人が数人ある場合には、前項各号に定める割合は、これらに第 900 条〔法定相続分〕及び第 901 条〔代襲相続人の相続分〕の規定により算定したその各自の相続分を乗じた割合とする。

### 第 1043 条 (遺留分を算定するための財産の価額 1)

①遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除した額とする。

②条件付きの権利又は存続期間の不確定な権利は、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従って、その価格を定める。

#### **第 1044 条**（遺留分を算定するための財産の価額 2）

①贈与は、相続開始前の 1 年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1 年前の日より前にしたものについても、同様とする。

②第 904 条〔特別受益者の相続分〕の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

③相続人に対する贈与についての第 1 項の規定の適用については、同項中「1 年」とあるのは「10 年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

#### **第 1045 条**（遺留分を算定するための財産の価額 3） ←~~第 1039 条（不相当な対価による有償行為）~~

①負担付贈与がされた場合における第 1043 条第 1 項に規定する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。

②不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知ってしたものに限り、~~これを贈与とみなす。この場合において、遺留分権利者がその滅殺を請求するときは、その対価を償還しなければならない。~~当該対価を負担の価額とする負担付贈与とみなす。

#### **第 1046 条**（遺留分侵害額の請求）

①遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

②遺留分侵害額は、第 1042 条の規定による遺留分から第一号及び第二号に掲げる額を控除し、これに第三号に掲げる額を加算して算定する。

一 遺留分権利者が受けた遺贈又は第 903 条第 1 項に規定する贈与の価額

二 第 900 条から第 902 条まで、第 903 条及び第 904 条の規定により算定した相続分に  
応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額

三 被相続人が相続開始の時において有した債務のうち、第 899 条の規定により遺留分  
権利者が承継する債務（次条第 3 項において「遺留分権利者承継債務」という。）の額

#### **第 1047 条**（受遺者又は受贈者の負担額）

①受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下この章において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下この章において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第 1042 条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分

侵害額を負担する。

一 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。

二 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

三 受贈者が複数あるとき（前号に規定する場合を除く。）は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。

②第 904 条、第 1043 条第 2 項及び第 1045 条の規定は、前項に規定する遺贈又は贈与の目的の価額について準用する。

③前条第 1 項の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者承継債務について弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって第 1 項の規定により負担する債務を消滅させることができる。この場合において、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

④受遺者又は受贈者の無資力によって生じた損失は、遺留分権利者の負担に帰する。

⑤裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、第 1 項の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき相当の期限を許与することができる。

#### **第 1048 条**（遺留分侵害額請求権の期間の制限）

遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から 10 年を経過したときも、同様とする。

#### **第 1049 条**（遺留分の放棄）

①相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生ずる。

②共同相続人の一人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼさない。

## **第 10 章 特別の寄与**

### **第 1050 条**【特別の寄与】

①被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第 891 条〔相続人の欠格事由〕の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

②前項の規定による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議

をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6箇月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りでない。

③前項本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。

④特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

⑤相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に第900条から第902条までの規定により算定した当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

## 附則

### 第一条（施行期日）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十条及び第三十一条の規定公布の日

二 第一条中民法第九百六十八条、第九百七十条第二項及び第九百八十二条の改正規定並びに附則第六条の規定公布の日から起算して六月を経過した日

三 第一条中民法第九百九十八条、第一千条及び第一千二十五条ただし書の改正規定並びに附則第七条及び第九条の規定民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日

四 第二条並びに附則第十条、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条及び第二十三条から第二十六条までの規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中家事事件手続法第三条の十一及び第三条の十四の改正規定並びに附則第十一条第一項の規定人事訴訟法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

### 第二条（民法の一部改正に伴う経過措置の原則）

この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した相続については、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

### 第三条（共同相続における権利の承継の対抗要件に関する経過措置）

第一条の規定による改正後の民法（以下「新民法」という。）第八百九十九条の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行日以後にその承継の通知がされるときにも、適用する。

### 第四条（夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与に関する経過措置）

新民法第九百三条第四項の規定は、施行日前にされた遺贈又は贈与については、適用しない。

### 第五条（遺産の分割前における預貯金債権の行使に関する経過措置）

①新民法第九百九条の二の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に預貯金債権が行使されるときにも、適用する。

②施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新民法第九百九条の二の規定の適用については、同条中「預貯金債権のうち」とあるのは、「預貯金債権（預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権をいう。以下同じ。）のうち」とする。

### 第六条（自筆証書遺言の方式に関する経過措置）

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日にされた自筆証書遺言については、新民法第九百六十八条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 第七条（遺贈義務者の引渡義務等に関する経過措置）

①附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前にされた遺贈に係る遺贈義務者の引渡義務については、新民法第九百九十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

②第一条の規定による改正前の民法第千条の規定は、第三号施行日前にされた第三者の権利の目的である財産の遺贈については、なおその効力を有する。

#### **第八条**（遺言執行者の権利義務等に関する経過措置）

①新民法第千七条第二項及び第千十二条の規定は、施行日前に開始した相続に関し、施行日以後に遺言執行者となる者にも、適用する。

②新民法第千十四条第二項から第四項までの規定は、施行日前にされた特定の財産に関する遺言に係る遺言執行者によるその執行については、適用しない。

③施行日前にされた遺言に係る遺言執行者の復任権については、新民法第千十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **第九条**（撤回された遺言の効力に関する経過措置）

施行日前に撤回された遺言の効力については、新民法第千二十五条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### **第十条**（配偶者の居住の権利に関する経過措置）

①第二条の規定による改正後の民法（次項において「第四号新民法」という。）第千二十八条から第千四十一条までの規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第四号施行日」という。）以後に開始した相続について適用し、第四号施行日前に開始した相続については、なお従前の例による。

②第四号新民法第千二十八条から第千三十六条までの規定は、第四号施行日前にされた遺贈については、適用しない。

#### **第十一条**（家事事件手続法の一部改正に伴う経過措置）

①第三条の規定による改正後の家事事件手続法（以下「新家事事件手続法」という。）第三条の十一第四項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前にした特定の国の裁判所に特別の寄与に関する処分の審判事件（新家事事件手続法別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。）の申立てをすることができる旨の合意については、適用しない。

②施行日から第三号施行日の前日までの間における新家事事件手続法第二百条第三項の規定の適用については、同項中「民法第四百六十六条の五第一項に規定する預貯金債権」とあるのは、「預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権」とする。

#### **第十二条**（家事事件手続法の一部改正に伴う調整規定）

施行日が人事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における新家事事件手続法第二百六条の二及び別表第二の規定の適用については、同条中「審判事件」とあるのは「審判事件（別表第二の十五の項の事項についての審判事件をいう。）」と、同表中「第百九十七条」とあるのは「第百九十七条、第二百六条の二」と

する。